



児童手当・福祉手当などの請求を

該当者は市福祉部社会課へ

市福祉部社会課は、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・福祉手当・市の介護手当の支給を行っています。申請していない人は、手続きをしてください。内線569

※児童手当10月期の口座振込日は10月15日です

	受給資格者	請求者の所得限度額(控除後)	手当の月額	請求に必要なもの
児童手当	・18歳未満の児童を3人以上養育しそのうち1人以上が義務教育終了前の児童	・国民年金加入者、未加入者 扶養人数2人の場合 1,808,000円 " 4人の場合 2,388,000円 未満の人 ・厚生年金加入者 扶養人数2人の場合 3,160,000円 " 4人の場合 3,740,000円 未満の人	3人目以降の児童1人につき所得割 有 5,000円 無 7,000円	・印鑑 ・請求者名義の預金通帳 ・加入年金証書
児童扶養手当	・離婚、未婚及び、死亡等で父親がいない児童、又は父親が重度の障害の状態にある児童を養育している母並びに養育者で、公的年金を受給していないこと	扶養人数2人の場合 2,728,000円 " 3人の場合 3,018,000円 未満の人	児童1人の場合 32,700円 児童2人の場合 37,700円 3人目以降は2,000円増	・印鑑 ・戸籍とう本 ・住民票とう本
特別児童扶養手当	・20歳未満の心身障害児を養育している父、母又は養育者(施設等に入っている児童は該当しない)	扶養人数2人の場合 3,123,000円 " 4人の場合 3,703,000円 未満の人	1級 37,700円 2級 25,100円	・印鑑 ・戸籍とう本 ・住民票とう本 ・身体障害者手帳及び療育手帳・診断書(一部の人)
福祉手当	・身体障害者手帳1級又は2級の一部の人 ・療育手帳Aの一部の人(知能指数20以下) ・その他、精神障害、血液障害、肝臓障害で重度の障害の人 ・障害者年金、受給者を除く(ただし、福祉年金可)	扶養人数0人の場合 1,780,000円 " 2人の場合 2,070,000円 " 4人の場合 2,940,000円 未満の人	10,550円	・印鑑 ・本人の預金通帳 ・身体障害者手帳及び療育手帳・診断書(一部の人) ・住民票とう本
介護手当	・重度障害者、重症心身障害者を日常生活において常時介護し、6ヵ月以上富士市在住の人	所得制限なし	5,000円	・印鑑 ・介護者名義の預金通帳 ・身体障害者手帳

10月の当直医

休日及び平日夜間の当直医は、富士市医師会が、急病患者のために定めたものです。急病のときだけご利用ください。

◇10月10日

外科 神谷医院 61-5900 川成島
" 米山病院 52-3060 吉原4
産婦人科 米山病院 52-3060 "

◇10月11日

外科 戸田医院 63-5213 横割1

外科 芦川病院 52-2480 中央2

産婦人科 鈴木医院 52-1712

今泉1

◇10月17日

外科 中央病院 61-8800 本市場

" 石川医院 52-1985 浅間本町

産婦人科 柵山医院 71-4771

厚原

◇10月24日

外科 藤井医院 61-7811 松岡

" 清河医院 21-6212 広見西

産婦人科 北西医院 61-0119

本市場

◇10月31日

外科 宮下医院 61-0376 平垣

" 渡辺病院 51-3751 錦町1

産婦人科 武田医院 63-5122

宮島

※内科・小児科は医療センターで
歯科は歯科医師会館で行います。

◇平日の夜間

内科・小児科・外科は市役所北口
警備員室 ☎51-0123 又は 消防署 ☎51-0105 へおたずねください。

全国防犯運動

10月11日～20日